○国土交通省告示第六百五十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年五月二十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4199号	救命胴衣灯　ＬＦ―22	日本船燈株式会社	ＭＳＣ．200(80)及びＭＳＣ．226(82)の適合確認。それに伴う標示の変更。
第4226号	〃　ＬＦ―32	〃	〃
第4962号	〃　ＬＪ―61（ＬＥＤ Type）	〃	〃

○国土交通省告示第六百五十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4770号	救命浮環　ＮＳ―250型	日本船具株式会社	決議ＭＳＣ．207(81)の適合確認
第4771号	〃　ＮＳ―400型	〃	〃

○国土交通省告示第六百五十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年六月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第2934号	全開囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）　ＳＺ―80ＢＲＳ	株式会社信貴造船所	①　ＭＳＣ．218(82)への適合確認 ②　防蔽材材質変更

○関東地方整備局告示第二百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　路線名　一般国道五号

二　供用開始の区間　千葉県千葉市中央区千葉港一番地先から千葉県千葉市中央区千葉港二番地先まで

三　図面縦覧場所　関東地方整備局千葉国道事務所

○北海道開発局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十四日

北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道二海郡八雲町落部五六八番六から同町落部一三八番まで	前	二一・九八～二二・〇一メートル	〇・〇七九キロメートル
	後	二二・〇一～四〇・二二メートル	〇・〇七九キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五七林班ち[1]小班から同町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五八林班ろ[1]小班まで	前	一八・〇〇～九一・〇〇メートル	一・八五〇キロメートル
	後	二一・〇〇～一三一・〇〇メートル	一・八四五キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道二海郡八雲町鉛川五〇六番三から同町鉛川四九八番一まで	前	一四・四二～二三・九〇メートル	〇・五五五キロメートル
	後	一四・五〇～四八・四一メートル	〇・五二八キロメートル

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

四(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
芦別市北一条東一丁目一一番五から同市旭町一四二番一まで	前　ＢＡ	一〇・九〇～五八・〇〇メートル	一・四一一キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　ＢＡ	一五・五〇～八九・六〇メートル	三・七四二キロメートル	
		一〇・九〇～五八・〇〇メートル	一・四一一キロメートル	
		一五・五〇～八九・六〇メートル	三・七四二キロメートル	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十四日

北海道開発局長　関　克己

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五　北海道亀田郡七飯町字藤城五番から同町字藤城一一番一〇まで　北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年六月十四日